

取扱職種の範囲等の明示

求職者のみなさまへ

許可番号 13-ユ-300049

株式会社エランシア

1. 取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

(1) 当事業所の取扱職種は、国内における 全職種 です。

(2) 取扱地域は、国内 です。

2. 手数料に関する事項

(1) 求職者のみなさまから、一切申し受けません。

(2) 求人者のみなさまから、就職が決定しましたら、紹介手数料として、当該求職者の年間賃金の 30% を限度とする額を申し受けます。

3. 求職者情報の取扱に関する事項

(1) 求職者情報の取扱いは、職業紹介責任者の 高原俊道 です。

(2) 求職者の情報は、職業紹介事業に係るものに限りです。

4. 個人情報の取扱に関する事項

(1) 個人情報の取扱いは、職業紹介責任者の 高原俊道 です。

取扱者は、個人の情報に関して当該情報の本人から情報の開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事項に基づく情報の開示を遅滞なく行います。さらに、これに基づき訂正の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行います。

(2) 当該職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとします。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものといたします。

5. 苦情処理に関する事項

(1) 苦情処理の責任者は、職業紹介責任者の 高原俊道 です。

(2) 苦情の申出があった場合は、職業安定機関及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理します。

6. その他

当社の職業紹介に係る業務についてご不審の点は、担当者にお尋ねください。

【返戻金制度に関する事項】

当社の紹介により就職した者(採用決定者)が入社後、自己都合による退職または就業規則に基づき解雇に至った場合は、受領した紹介手数料から下記に定める金額を求人者に返還するものとします。

入社後 1 ヶ月以内に退職:紹介手数料の 80%

入社後 3 ヶ月以内に退職:紹介手数料の 50%

※但し、採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

取扱職種の範囲等の明示

求人者のみなさまへ

許可番号 13-ユ-300049

株式会社エランシア

1. 取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

- (1) 当事業所の取扱職種は、国内における 全職種 です。
- (2) 取扱地域は、国内 です。

2. 手数料に関する事項

- (1) 求人者のみなさまから、就職が決定しましたら、紹介手数料として、当該求職者の年間賃金の 30% を限度とする額を申し受けます。
- (2) 求職者のみなさまから、一切申し受けません。

3. 求人者情報の取扱に関する事項

- (1) 求人者情報の取扱いは、職業紹介責任者の 高原俊道 です。
- (2) 求人者の情報は、職業紹介事業に係るものに限りです。

4. 個人情報の取扱に関する事項

- (1) 個人情報の取扱いは、職業紹介責任者の 高原俊道 です。
取扱者は、個人の情報に関して当該情報の本人から情報の開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事項に基づく情報の開示を遅滞なく行います。さらに、これに基づき訂正の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行います。
- (2) 当該職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとします。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものといたします。

5. 苦情処理に関する事項

- (1) 苦情処理の責任者は、職業紹介責任者の 高原俊道 です。
- (2) 苦情の申出があった場合は、職業安定機関及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理します。

6. その他

(1) 労働者の賃金については、労働基準法第 24 条の定めに則り、直接お支払ください。

(2) 当社の職業紹介に係る業務についてご不審の点は、担当者にお尋ねください。

【返戻金制度に関する事項】

当社の紹介により就職した者（採用決定者）が入社後、自己都合による退職または就業規則に基づき解雇に至った場合は、受領した紹介手数料から下記に定める金額を求人者に返還するものとします。

入社後 1 ヶ月以内に退職：紹介手数料の 80%

入社後 3 ヶ月以内に退職：紹介手数料の 50%

※但し、採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

個人情報適正管理規程

許可番号 13-ユ-300049

株式会社エランシア

1. 個人情報の取扱者は当社の職業紹介事業従事者とする。個人情報取扱責任者は、事業所の職業紹介責任者とする。
2. 個人情報取扱責任者は、職業紹介者等から本人の個人情報について開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うこととする。さらにこれに基づく訂正(削除を含む。以下同じ。)の請求があった場合は、当該請求の内容が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うこととする。
また、個人情報の開示又は訂正に係る取り扱いについて、職業紹介責任者は紹介者等への周知に努めることとする。
3. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとし、個人情報の保護に関する事項等の知識・情報を得るよう努めることとする。
4. 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申し出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。
なお、個人情報に係る苦情処理担当者は、事業所の職業紹介責任者とする。